

鹿児島県原子力防災センター雷害対策設備調査・設計業務委託仕様書

1 委託業務名 鹿児島県原子力防災センター雷害対策設備調査・設計業務

2 実施場所 鹿児島県薩摩川内市神田町1番3号

3 履行期限 令和8年3月31日(火)

4 業務概要

(1) 本業務は、業務場所の施設において雷害対策工事を実施するために、必要とされる雷害対策調査、雷害対策の設計、概算工事費算定を行うこと。

なお、一般財団法人全国自治協作成「公共施設のための雷害対策ガイドブック」の内容に添ったものとし、雷害対策(避雷器の設置)を検討すること。

(2) 雷害対策の調査は、現状の施設内設備の調査及び分析結果を報告すること。

(3) 雷害対策の設計は、調査及び分析結果を基に、雷害対策の設計を行い、雷害対策工事に必要となる提案書の作成を行うこと。

5 留意事項

(1) 業務は、本仕様書により行うほか、関係法令、基準に定めがあるものについては、これに基づいて行うこと。

(2) 本業務実施の詳細は、業務細目によること。

(3) 業務における調査の際は、既存施設や機器に損傷を与えないよう実施し、施設等に損傷を与えるおそれがあるときは、予め委託者の指示を受けること。

(4) 本仕様書に明記されていない事項についても、調査又は設計上当然為すべきことは受託者の負担において実施すること。

(5) 業務の実施中、作業従事者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損害等は、全て受託者において補償すること。

(6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた時は、速やかに委託者に連絡して指示を受けること。

(7) 実施場所の調査及び設計に当たっては、委託者と綿密な打ち合わせを行うこと。

6 業務細目

(1) 雷害対策調査

実施場所において施設内設備の調査を行うこと。

ア 現状の雷害防護対策状況

イ SPD等の雷害対策製品の設置箇所

ウ その他設計に必要な事項

エ 主な雷害対策検討対象設備

(設備)

No. 設備名

1 通信設備 [川内原子力発電所緊急連絡設備, TV会議, 端末, 衛星, 放送, 電話 等]

2 電気設備 [受電盤, 電灯設備, 自動火災報知設備 等]

3 自家発電設備 [無停電電源装置, 非常用発電機 等]

4 冷暖房設備

5 換気設備

6 消防用設備 [自火報, 防火排煙, ベル 等]

7 給排水衛生設備 [ポンプ, 制御盤 等]

8 接地設備

(2) 雷害対策の設計

調査結果を基に雷害対策の設計を行うこと。

また、現状の雷害対策設備があれば活用し、費用対効果の優れた方法とすること。

なお、設計に際しては、別途鹿児島県が実施した「鹿児島県原子力防災センター雷害対策検討・提案業務」による調査結果も参考とすること。

ア 雷害対策に関するシステムの設計

(3) 概算工事費の算定

概算工事費について、雷害対策調査後に算定を行い、指定する期日までに提出すること。

- (4) 設計内容
 - ア 機器設計
 - イ 配線図
 - ウ 員数表
 - エ 概算工事費
 - オ 施工における留意事項等があれば、これを記載した書面

7 成果物の提出

- (1) 成果物として次の図書を提出すること。
 - ・ 調査報告書（1部）
 - ・ 設計図書（1部）
 - ・ 概算工事費（1部）
 - ・ 業務終了届（1部）
- (2) 設計図書を作成する際は、細部にわたり委託者と協議し、指示された事項は漏れなく記載すること。なお、これらの提出は紙媒体の他、電子媒体（PDF、MS-Word2019、Excel2019のいずれかのファイル形式）で提出すること。また、施工に必要なファイル形式があればそのファイル形式での提出も行うこと。
- (3) (1)に掲げた成果物の提出に当たっては、委託者と協議の上、指定する期日までに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務において納入する全ての成果物について、契約不適合責任を負うものとする。責任期間は検収後1年間とする。

8 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は委託者が所有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 検査

- (1) 検査は提出された資料をもって、本仕様書に基づいて行う。
- (2) 検査に必要な準備は、すべて受託者が行うこと。
- (3) 検査で不合格となったものについては、委託者の指示に基づいて再調査、設計等を行い、再度書類を提出すること。
- (4) 業務は全検査の合格をもって完了とする。

10 参考図面

既設の施設平面図、立面図、電源系統図（接地含む）、通信系統図などは委託者にて紙及びPDFファイルで提示する。

11 図書の貸出

受託者が施設内の図面等の貸出を委託者に求めた場合、委託者は必要に応じて貸出することができる。ただし、貸出を受けた受託者は、知り得た内容を不当に第三者へ漏らしてはならない。また、貸出した資料については複製禁止とし、厳重管理を行い、業務終了後に委託者に返却すること。

12 適用規格

設計に当たっては、以下の法令及び基準等によるものとする。

- (1) 雷害対策設計施工要領(案)・同解説 平成31年版
- (2) 日本産業規格
 - ・ JIS Z 9290-3:2019 雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険
 - ・ JIS Z 9290-4:2016 雷保護—第4部：建築物等内の電気及び電子システム
- (3) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年度版
- (4) 建築設備設計基準 令和6年版